

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 1</p>	<p>「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令案」について</p>	<p>令和6年11月28日</p> <p>刑事局</p>
<p>1 概要</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）の一部の施行等により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申請時に一定年齢に満たない者に交付する個人番号カードには写真が表示されないこととなること ○ 健康保険証等が廃止され、保険医療機関等による被保険者等の資格の確認は個人番号カードによる電子資格確認が原則となること ○ 電子資格確認を受けることができない状況にある者について、当該者からの求めに応じ、被保険者資格の確認のための資格確認書が提供されるようになること <p>等を受けて、所要の規定の整備を行うもの。</p> <p>2 改正の概要</p> <p>(1) 改正法の一部施行等に伴う改正（犯収規則）</p> <p>ア 改正法施行後の個人番号カードについて、顔写真があるものとなしいものが併存することとなるので、それぞれ本人確認書類としての取扱いを整理する。</p> <p>イ 本人確認書類に係る規定から健康保険証等を削除するとともに、施行時点で交付済みの書類について、一定期間は引き続き本人確認書類として用いることができる旨の経過措置を設ける。</p> <p>ウ 本人確認書類に係る規定に資格確認書を追加する。</p> <p>(2) その他の改正</p> <p>ア 現行の在留カード、特別永住者証明書及び精神障害者保健福祉手帳のうち写真の表示がないものについて、2(1)アと同様に本人確認書類としての取扱いを整理する。</p> <p>イ 外国人登録証明書の廃止に際して、交付済みのものについて一定期間は引き続き犯収規則上の本人確認書類として用いることができる旨の経過措置を設けていたところ、写真の表示がないものについて、2(1)アと同様に本人確認書類としての取扱いを整理する。</p> <p>ウ 令和6年能登半島地震に係る本人特定事項の確認方法等に関する特例を廃止する。</p> <p>3 意見公募手続の実施結果</p> <p>本改正案について、令和6年8月23日から9月24日までの間、意見公募手続を実施した結果、9,333件の意見が寄せられた。</p> <p>4 施行期日</p> <p>改正法の関係規定の施行の日（令和6年12月2日）</p>		

公安委員会	「犯罪収益移転危険度調査書」の	令和6年11月28日
説明資料No. 2	作成・公表について	刑事局

1 趣旨

犯罪収益移転防止法に基づき、国家公安委員会が、毎年、事業者が行う取引の種別ごとにマネー・ローンダリング等に悪用される危険度等を記載した「犯罪収益移転危険度調査書」を作成・公表するもの。

事業者は、調査書の記載内容を勘案して、マネー・ローンダリング等の疑いの有無を判断の上、疑わしい取引の届出を行うとともに、取引時確認等を的確に行うための措置を講じることとなる。

2 調査書の概要

- 我が国を取り巻く地理的環境、社会的環境、経済的環境、犯罪情勢等の広範なリスクを示した上、マネー・ローンダリング事犯等の分析として、主体、手口等を記載。
- 取引形態、国・地域、顧客属性及び特定事業者が取り扱う商品・サービスについて、危険度を評価。
- マネー・ローンダリング等対策に関する事業者等の取組事例や、効果的な疑わしい取引の届出内容等を記載。

3 昨年からの主な変更点

- マネー・ローンダリングの主体（暴力団、特殊詐欺の犯行グループ及び来日外国人犯罪グループ）のうち、「特殊詐欺の犯行グループ」を「匿名・流動型犯罪グループ」に変更し、被害が急増しているSNS型投資・ロマンス詐欺等の資金獲得活動について記載を追加
- 犯罪収益のマネー・ローンダリングに、実体のない又は実態の不透明な法人や、法人名義口座が悪用されている実態を踏まえ、法人（実質的支配者が不透明な法人等）について分析を深化させたほか、危険度の高い取引である非対面取引、現金取引及び外国との取引の疑わしい取引の届出例を追加
- FATF等のサイバー関連詐欺（CEF）に関するレポート及びAPGのタイポロジーレポートから、近隣諸国を始めとした国際的な情勢や事例を紹介

1 令和6年度補正追加

(1) 警察庁	355億7,200万円(※)
(2) 情報システム予算 (デジタル庁一括計上)	55億7,200万円
計	411億4,400万円

※人件費(人事院勧告による公務員の給与改善)34億1,000万円を含む。

2 主な内容

- (1) 防災・減災、国土強靱化に向けた警察の対処能力の強化 177億9,000万円
- 令和6年能登半島地震への対応を踏まえ、今後発生が懸念される大規模災害への備えを強化するため、災害警備活動に必要な装備資機材、警察用車両、警察用航空機等のほか、災害発生時における警察の情報収集・伝達機能を確保するために必要な警察情報通信基盤を整備するとともに、警察施設の復旧や防災機能の強化を推進
- (2) 国民生活の安全・安心のための各種対策の推進 143億7,100万円
- いわゆる「闇バイト」を利用した連続強盗等事件の発生を踏まえ、犯罪者グループ等の実態解明・取締り強化のための装備資機材の高度化を進めるとともに、被害の防止に加え、犯行に加担させないため広報啓発を実施するほか、国境を越えて実行されるサイバー犯罪やサイバー攻撃への対応に必要な装備資機材の整備等を推進
- (3) 警察行政のデジタル化の推進【デジタル庁一括計上】 55億7,200万円
- 刑事手続関連業務のデジタル化や警察行政手続のオンライン化に向けたシステム等の整備を推進

1 検挙状況（11月26日（期日後30日）現在）

	今回				前回比			
	事件数	件数	人員	逮捕	事件数	件数	人員	逮捕
買 収	5	30	16	3	-1	+6	-16	-2
自 由 妨 害	11	12	11	9	+4	+3	+4	+4
投 票 干 渉	10	15	18	0	+5	+10	+11	-2
詐 偽 投 票	8	8	8	0	+3	+3	+3	±0
投 票 偽 造	0	0	0	0	-2	-2	-2	±0
地 位 利 用	2	2	3	0	+1	+1	+2	-1
文 書 違 反	0	1	0	0	-3	-2	-4	±0
そ の 他	4	4	4	0	±0	-4	-5	-1
合 計	40	72	60	12	+7	+15	-7	-2

2 主な検挙事例

- 町議会議員らによる現金買収事件（大阪）
- 運動員らによる現金買収事件（長崎）

公安委員会	法務省開催「自動車運転による死傷事犯	令和6年11月28日
説明資料No. 5	に係る罰則に関する検討会」の報告書について	交通 局

1 経緯

- 近時、悪質・危険な運転行為による死傷事犯に対する厳正な対処が重要な課題となっていることを踏まえ、法務省において、「自動車運転による死傷事犯に係る罰則に関する検討会」を開催。
- 今井猛嘉・法政大学教授（刑法学）が座長を務め、警察庁交通企画課長が委員として参加。
- 令和6年2月から計11回の検討会が開催され、今般、報告書が取りまとめられた。

2 報告書の概要

第1 はじめに

第2 検討の経過

第3 検討の結果

1 危険運転致死傷罪（法第2条）の構成要件の見直し

(1) 飲酒類型（法第2条第1号）

(2) 高速度類型（法第2条第2号）

(3) 赤色信号無視類型（法第2条第7号）

(4) 新たな類型の追加（スマートフォン等を使用又は注視しながらの運転行為等）

(5) 新たな類型の追加（曲芸的な走行行為）

2 危険運転致死傷罪（法第3条）の構成要件の見直し

(1) 法第3条第1項の構成要件の見直し

(2) 法第3条第2項の「病気」として政令で定めるものの追加

3 その他

(1) 過失運転致死傷罪よりも重く危険運転致死傷罪よりも軽い処罰規定の創設

(2) 過失運転致死傷罪・危険運転致死傷罪の法定刑の引上げ

(3) 行為者以外の者の故意又は過失が介在している場合の取扱い

第4 終わりに

3 今後の予定

- 本検討会の取りまとめ報告書については、11月27日に公表。
- 今後、法制審議会において、必要な法整備に向けた具体的な検討を開始予定。

1 概要

- 日米等の関係各国では、ランサムウェア攻撃グループ「Phobos（フォボス）」について、国際共同捜査を推進している。
- 令和6年11月、米国連邦捜査局（FBI）が、米国内の企業や政府機関等に対しランサムウェア被害を与えたなどとして、韓国司法省の協力を得て、「Phobos」の運営者であるロシア人被疑者を検挙した。
- 令和6年11月18日（米国東部標準時）、米国司法省は本件に関するプレスリリースを実施した。

2 日本警察の貢献

- 日本警察は、国内における被害をきっかけに「Phobos」に関する国際共同捜査に参画した。
- サイバー特別捜査部は、「Phobos」の運営者の使用するIPアドレスに関する捜査・分析等、独自の手法により同被疑者の特定に成功し、その結果や当該手法について、米国含む各国に情報提供した。
- 引き続き、サイバー事案の厳正な取締りや実態解明、外国捜査機関等との連携を推進する。

3 警察庁における広報

警察庁サイバー警察局やサイバー特別捜査部の活動を周知し、サイバーセキュリティ意識の向上や人材獲得につなげるため、報道発表に加え、X（旧Twitter）の警察庁広報用アカウント（@NPA_KOHO）に本件に関するポストを投稿し、広く周知を図っている。